

東京都短期入所開設準備経費等補助事業の補助事業者について

26 福保障自第1181号

平成27年1月1日

(一部改正) 28 福保障地第991号

平成28年11月25日

東京都短期入所開設準備経費等補助金交付要綱（平成27年1月1日26福保障自第1177号制定）第3の3号に規定する福祉保健局長が別に定める事業者は、次の各号に掲げる事項に該当する民間事業者とする。

なお、当該補助事業者の審査にあたっては、別紙1に定める資料を事業者から徴するものとする。

1 組織運営に関する事項

- (1) 当該事業の事業内容について、理解と熱意を十分に有していること。
- (2) 指導検査等において、過去に問題点がないか、あるいは過去に指摘された問題点が十分に改善されていること。

2 財政運営に関する事項

法人としての財政状況及び収支状況が健全であること。

3 その他

過去の実績等を総合的に勘案し、安定的な事業運営が図られ、質の高いサービスが継続的に提供されると判断されること。

以上に定めるものの他、福祉保健局長は、個別事案に応じて、必要な審査基準を別途定めることができるものとする。